

第33回水資源機構契約監視委員会 審議概要

NO.1

開催日及び場所	平成28年6月15日(水) 本社会議室	
委員	西谷隆亘(大学名誉教授)、篠原焔夫(弁護士)、毛利栄征(大学教授)、山梨恵子(水資源機構監事)	
審議対象	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成27年度契約における1者応札の状況について 2. 平成27年度第4四半期における1者応札・1者応募に関する点検について 3. 平成27年度第4四半期における随意契約に関する点検について 4. 新規随意契約案件について 5. 平成27年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画自己評価及び平成28年度計画(案)について 	
1. 平成27年度契約における1者応札の状況について	委員	機構事務局
	<p>・一者応札となった102件中、特定の業者が受注しているものが23件あり、異常に多いが、その理由如何。</p>	<p>・この業者は、ダム現場において施設管理業務や巡視業務等を多く受注しているが、これは山間僻地という地理的条件や、夜間・24時間対応があるという条件から、人の手配できない業者が多い状況から、結果的に一者応札となっているものと考えられます。</p> <p>なお、これまでも、より多くの業者に入札に参加してもらえよう、公告期間を長くするなど、入札条件の緩和等に努力しているところです。</p>
2. 平成27年度第4四半期における1者応札・1者応募に関する点検について	<p>・ポンプ設備点検等の業務で、1者応札にならなかった事例はあるか。また、そういう状況が作り出せないか。例えば、将来のことを考えて多様なメーカーが受注できるようなシステムづくりや、ハードとソフトのモジュール化して発注をするなど。</p>	<p>・参入の余地がある業務には、必然的に複数者が参入してくるが、他社がつくったポンプ施設等を、メンテナンスの段階で何かトラブルがあった際に、その責任の分界点の所在の問題もあり、参入しないものと考えます。</p> <p>なお、当面、参加者の希望の有無を確認する公募方式を導入し、受注対象の門戸を広げていきたいと考えます。このほか、発注時期の平準化として、余裕期間を設ける発注方式の導入や、債務負担行為により発注</p>

第 3 3 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

NO.2

		時期をずらす工夫などに取組みます。
3. 平成 27 年度第 4 四半期における随意契約に関する点検について	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約では、その事案が緊急かどうかの判断基準や、決定方法等如何。 ・油圧シリンダから油漏れがあったということだが、突発的な原因があったのか、原因は幾つかあると思うので、それをあわせて説明願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急に契約を行える場合のガイドライン（内規）に基づき、所長が適用するか否かを判断しています。厳格な適用を指導しているところです。 ・以後、その原因を含め報告します。本件については、後日報告します。
4. 新規随意契約案件について	<ul style="list-style-type: none"> ・川上ダム施工計画検討業務については、仮設備の基礎等というのを設計構造計算を行っているが、本体工事を行うところが一緒にやった方がいいのでは。 ・コンサルタント業者と資本関係があるゼネコンが本体工事を受注することはあるのか。 ・琵琶湖総管湖北・湖南地区建設発生土処分業務、琵琶湖総管湖西地区建設発生土処分業務のその 1 及びその 2 については、川の中の土砂は、勝手に河川敷等以外には持ち出してはならないとの規制があるが、琵琶湖における規制状況如何。 ・次年度以降の同様の案件についても、異論がないので、了承する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルタント業務なので、標準案を作成のうえ、それで積算した予定価格として入札を行うという流れとなり、その後、別途本体工事発注となります。 ・コンサルタント業務を受注した業者と資本関係のある業者は、工事を受注できません。 ・水機構は、管理者として浚渫工事をすることを認められています。 ・なお、次年度以降も同様の案件が発生するため、包括的に承認いただきたい。
5. 平成 27 年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画自己評価及び平成 28 年度計画（案）について	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ自己評価が B なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定量的な評価の基準は年度計画の値の 100 % 以上 120 % 未満の場合が B となっており、計画に基づき着実な実施をしたため自己評価を B としています。

第33回水資源機構契約監視委員会 審議概要

NO.3

	<p>・28年度の計画（案）中、重点的に取組む分野に、参加者の有無を確認する公募手続の記載はあるが、民間の技術力の記載がない理由如何。</p>	<p>・今後も、本件について、委員会で審議いただき、公表するという取組を着実に実施したいと考えます。</p> <p>・平成27年度は小石原川ダムの本体発注に向けて、民間の技術力を活用した発注方法として、技術提案を受けた業者を決定し、価格を交渉する契約方法を検討しましたが、水機構の費用負担のしくみから、導入は難しいのではとの判断に至りました。引き続き新しい契約手法を検討する姿勢は変わりませんが、この28年度は計画への記載には至らないのではと判断したところです。</p>
--	---	---

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクセス・タワー内 電話 048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 田村 三明（内線 2251）

技術管理室担当課長 足達 謙二（内線 4631）